

大山山麓圏域周遊バス運行促進事業に関するプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名：大山山麓圏域周遊バス運行促進事業（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

大山山麓圏域の周遊振興の課題の1つである2次交通の問題解消に向け、この地域の周遊の魅力と1次交通の着地からのアクセスを向上させるため、この地域の周遊資源を活用した商品造成を行い、地域を周遊する周遊バスを運行することにより、国内外の周遊客の大山山麓圏域での周遊及び滞在を促進します。

(3) 委託期間及び業務内容等

別に定める大山山麓圏域周遊バス運行促進事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 委託料上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(5) 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）

(ウ) 参加希望書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者

(エ) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

ウ 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有していること。

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から最優秀提案者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格

とする。

3 事務担当（企画提案書等の提出先及び質疑受付）

大山山麓観光推進協議会 DMO推進調査部会

（当事業の幹事町へ提出してください。宛名「大山山麓観光推進協議会長」）

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3 伯耆町商工観光課内

西部圏域版周遊バスと情報提供アプリによる周遊促進事業

担当：岡田（電話：0859-68-4211、FAX：0859-68-3866）

4 手続等

（1）参加希望書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みをすること。

ア 提出期限

平成29年5月31日午後3時

※ 受付時間は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

参加希望書（様式1）及び参加資格に関する申立書（様式4）：各1部

ウ 提出方法

3の事務担当に提出すること。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに到達すること。

（2）参加資格の審査

参加資格の審査結果は、参加希望書を提出した者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

（3）本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出期限

平成29年5月23日

イ 提出方法

3の事務担当宛てに、質問書を電子メールの送信により送付すること。この場合において、件名は、「プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 回答方法

平成29年5月26日午後3時までに、質問者全員に対し、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。

（4）企画提案書等の提出

ア 提出期限

平成29年5月31日午後3時

※ 受付時間は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類及び提出部数

(ア) 企画提案書（様式任意）：6部（正本1部、副本5部）

企画提案書は、次に掲げるところに従い、任意の様式により作成すること。

大山山麓圏域の2次交通の課題の解決と同地域の周遊振興につなげるため、次の事業を行うこととする。

- ① 周遊バス商品の企画・販売等の企画営業業務
- ② 周遊バス運行業務
- ③ 周遊バス運行に伴う観光案内業務等
- ④ 周遊バス利用者のアンケート調査及びその分析報告書の作成

（詳細は「大山山麓圏域周遊バス運行促進事業」仕様書による。）

(イ) 見積書及び見積内訳書（様式任意）：6部（正本1部、副本5部）

(ウ) 本業務の実施体制（様式2）：6部（正本1部、副本5部）

(エ) 見積書及び見積内訳書（様式任意）：6部（正本1部、副本5部）

a 経費の明細を算出し、その金額を記載すること。

b 企画提案書とは別にとじること。

(オ) 営業経歴書（様式3）：6部（正本1部、副本5部）

(カ) 実績調書（様式4）：6部（正本1部、副本5部）

(キ) 会社概要（任意様式）：6部（正本1部、副本5部）

ウ 提出方法

3の事務担当に提出すること。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに到達すること。

5 審査、評価及び選定方法

(1) 本プロポーザルにおける審査

本プロポーザルにおける審査は、大山山麓観光推進協議会DMO推進調査部会業務委託事業者選考委員会設置要綱（平成28年5月13日施行）に基づき設置する大山山麓観光推進協議会DMO推進調査部会業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。

(2) 第1次審査の実施

企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）の数が5社を超えた場合に実施する。

なお、企画提案者の数が5社を超えない場合は、全ての企画提案者を第2次審査の対象とする。

ア 選定方法

企画提案書の評価に基づく。

イ 審査結果の送付

審査の対象になった全ての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

(3) 第2次審査の実施

第1次審査の通過者に対し、プレゼンテーションにより実施する。

ア 実施日及び会場

(ア) 実施日 第1次審査の通過者に対し、別途通知する。(6月上旬予定)

(イ) 会場 第1次審査の通過者に対し、別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき45分(提案の説明30分及び質疑応答15分)以内

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に、個別に実施する。

(イ) 提案の説明の際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

(ウ) プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

エ 企画提案書等の取扱い

(ア) 著作権は、企画提案者に帰属する。

(イ) 企画提案者は、本協議会又は構成市町村が企画提案書の内容を公表することについて、承諾するものとする。

(ウ) 本協議会又は構成市町村は、受託者の選定を行うために必要な範囲において、企画提案書等を複写することがある。

オ 審査

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案選定評価基準に基づき審査し、本業務の受託者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付する。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

選定結果は、第2次審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

また、選定結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

カ 企画提案選定評価の視点及び評価点(各40点×5人=200点)

(ア) 周遊バス商品の企画・販売等の企画営業業務(各9点×5人=45点)

・事業目的を的確に把握し、周遊客の現状と課題を踏まえた、具体的な提案をしているか

・利用者にとって魅力的な商品企画がされているか

・企画した商品を販売し、誘客促進を図れるか など

(イ) 周遊バス運行業務(各9点×5人=45点)

・利用者にとって安全で安定した周遊バス運行が可能かなど

(ウ) 周遊バス運行に伴う観光案内業務等(各9点×5人=45点)

・利用者にとって、この地域を十分に理解し、旅の満足度を高める案内ができかなど

(エ) 運営体制(各9点×5人=45点)

・事業実施のための適正な運営体制が確保されているかなど

(オ) その他(各4点×5人=20点)

・(ア)～(エ)以外で着目した点を加点

6 提案の無効

本プロポーザルの参加者（以下単に「参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 2（1）イに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が予定価格を超えたとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の方法により、選考委員会の委員その他の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

7 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、5（3）オによる順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉に当たっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書に定めるところにより作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の作成のために本協議会から受領した資料等は、本協議会の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 参加者は、参加希望書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) この要領に記載のない事項については、仕様書によるものとする。

9 スケジュール

参加希望書等提出期間	平成29年5月16日から同月31日まで
質問書提出期間	平成29年5月16日から同月23日まで
質問書回答	平成29年5月26日
参加資格審査結果通知	平成29年6月上旬
企画提案書の提出期限	平成29年5月31日
第1次審査の結果通知	平成29年6月上旬
第2次審査の実施日	平成29年6月上～中旬（別途通知）
審査の結果通知	平成29年6月上～中旬（予定）